

防災行政無線の更新に伴い 戸別受信機を全世帯に無償貸与します

現在町では、防災行政無線のデジタル化更新工事を行っています。

これまでは市街地区の屋外拡声器と農家地区の戸別受信機で放送を行っていましたが、更新後は全世帯に戸別受信機を無償貸与いたします。

11月下旬から来年3月上旬までの間に工事請負業者が各世帯を訪問し、受信機の設置及び使い方の説明をいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●戸別受信機無償貸与の対象となる方

- ・住民基本台帳に登録されている世帯主ごとに1台を無償貸与します。

※電波の受信状況により、屋外にダイポールアンテナを設置させていただく場合があります。

※民間アパート等の集合住宅にお住まいの方は、戸別受信機の設置について所有者（賃貸人）の許可が必要となります。

※社会福祉施設には1施設に1台を管理者に貸与します。

※戸別受信機の全世帯配付に伴い、屋外拡声器は役場と図書館の2ヶ所になります。
(旭A団地と浄化センターは撤去)



貸与予定の戸別受信機

新しい受信機は、放送内容の録音が可能です。

●戸別受信機の設置費用、維持費について

- ・設置に必要な工事費は町が負担します。

※設置希望場所にコンセントがなく、延長コードが必要な場合は自己負担となります。

- ・戸別受信機設置後は、次の費用の負担をお願いします。

- ①戸別受信機にかかる電気代
- ②停電時対応のための電池代
- ③建物の増改築等による戸別受信機及びダイポールアンテナの移設費用
- ④戸別受信機を故意に故障、破損させた場合の修理費用



●戸別受信機設置の流れ

- ①町が発行した身分証明書を携えた工事請負業者が訪問します。
- ②工事内容を説明しますので、「戸別受信機設置申請書」に世帯主の記名押印をお願いします。
- ③設置場所の希望位置を確認し、電波の受信状況を確認します。
※電波の受信状況により、屋外にダイポールアンテナが必要な場合は、配線経路について相談をさせていただきます。
- ④設置場所の決定後、戸別受信機を壁に取り付けます。
※設置場所の注意点
 - ・放送が聞き取りやすい場所に設置してください。
 - ・直射日光があたる場所、湿度の多い場所、テレビの近くは極力避けてください。
 - ・コンセントは、他の電化製品と共用しないようにしてください。
- ⑤取り付け後、戸別受信機の操作方法について説明を行います。
※現在の戸別受信機及び外部アンテナは、設置の際に請負業者が回収します。

●防災行政無線の放送内容について

【放送内容】

(1) 災害時・緊急事態時

- ①避難準備・避難勧告・避難指示情報
- ②全国瞬時警報システム（Jアラート）からの弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、気象警報などの緊急情報
- ③その他防災に関する情報

(2) 平常時

- ①定時の全町放送（※お知らせがない場合も放送します）
- ②町内会単位のお知らせ（※旧町内会単位や支部単位の放送はできません）
- ③農事組合単位のお知らせ
- ④その他公共性のあるお知らせ（農協、商工会からのお知らせなど）

●防災行政無線の放送時間

- ・午後0時15分（昼の定時放送）
- ・午後8時（夜の定時放送）
- ・災害時など緊急時の臨時放送

※現在行っている早朝の放送は10月31日で廃止します。



11月2日の放送分から、放送の受付は役場総務課です

現在北いぶき農協本所で行っている無線放送の録音を、11月2日（月）の放送分から役場で行います。

町内会や農事組合などの個別放送の受付も役場総務課総務グループで行います。

防災無線に関するお問い合わせ先 役場総務課総務グループ 電話 33-2111（内線34）

